

令和3年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省3－(15)）

| | |
|-------------|--|
| 施策名 | 国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理 |
| 担当部局名 | 民事局総務課，民事第一課，商事課 |
| 施策の概要 | 我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため，国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務に関する法制度を整備し，これを適正・円滑に運営する。 |
| 政策体系上の位置付け | 国民の財産や身分関係の保護 （Ⅲ－10－(2)） |
| 達成すべき目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 国籍事務¹を適正かつ厳格に処理する。 ・ 法定受託事務²である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるように市区町村長に対して適切な指導・助言をする。 ・ 供託申請者等の利便性を向上させるとともに，供託所職員の業務処理の適正化を図るため，オンラインによる供託手続を推進する。 ・ 令和2年7月10日から開始した遺言書保管制度³を円滑に運用することにより，遺言の利用を促進し，相続をめぐる紛争の防止を図る。 |
| 目標設定の考え方・根拠 | <p>・ 日本国籍は，我が国の構成員としての資格であり，我が国における重要な法的地位である。国籍事務は，当該資格・法的地位という包括的な身分関係が変動するという重大な影響を及ぼす事務である。特に日本国籍を付与する事務は，国籍取得届については，平成21年1月1日の改正国籍法⁴施行に伴う虚偽の認知届出による不正な日本国籍の取得を防止するとともに，帰化許可申請についても，仮装婚姻，不法就労等による不正な日本国籍取得を防止するため，的確な調査に基づく厳格な判断を行うことにより，慎重かつ適正に処理する必要がある。</p> <p>・ 戸籍は，日本の親族的身分関係を公証する基本的な制度であり，その事務を適正に処理することにより，国民の親族的身分関係を正確に公証する必要がある。特に，平成20年5月1日に施行された改正戸籍法は，戸籍公開制度の厳格化，戸籍の記載の真実性の担保を趣旨とするものであり，また，昨今の社会的課題への対応として，縁組意思を欠いた養子縁組届による虚偽の戸籍記載を未然に防止するための対策も採られるなどしている。このように，戸籍制度を取り巻く環境が大きく変化している現状を十分に認識し，引き続き法定受託事務である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性を確保されるよう，市区町村長に対して適切な指導・助言をしていく必要がある。</p> <p>・ 供託は，金銭，有価証券などを国家機関である供託所に提出して，その管理を委ね，最終的には供託所がその財産をある人に取得させることによって，一定の法律上の目的を達成しようとするために設けられている制度であり，国民の権利保全等のため重要な役割を果たす制度である。そこで，供託申請者である国民の利便性を向上させるとともに，業務処理の適正化を図るため，オンラインによる供託手続を推進していく必要がある。</p> <p>・ 遺言書保管制度は，高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に鑑み，法務局において遺言書の保管及び当該遺言に係る画像情報の管理をすることにより，自筆証書遺言の利用を促進し，相続をめぐる紛争を防止することが目的である。また，遺言の利用を促進することで，相続人等の権利関係を早期に確定させ，遺言者の最終意思を実現し，相続手続の円滑化に資するものであり，国民の権利保全等のため重要な役割を果たす制度である。遺言書保管制度は令和2年7月10日から開始したばかりの制度であることから，制度の利用の</p> |

| | |
|------------------------------|---|
| | 促進のために広報活動を行う必要があるとともに、制度の円滑な運用を行う必要がある。 |
| 施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | ○デジタル・ガバメント実行計画（令和元年12月20日デジタル・ガバメント閣僚会議決定） 5 行政手続のデジタル化 5.2.3 行政手続の更なる利便性の向上に係る情報システム整備 ⁵ ○経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定） 第3章-2-(2)② 社会資本整備(新しい時代に対応したまちづくり) ⁶ |
| 政策評価実施予定時期 | 令和4年8月 |

| 測定指標 | 基準 | 施策の進捗状況（目標） | |
|--------------------------|----|-------------|--|
| | | 基準年度 | 3年度 |
| 1 帰化許可申請及び国籍取得届の適正・厳格な処理 | — | — | 帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届の審査を適正・厳格に行う。 |

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

帰化許可申請に対する許可及び不許可の処分は、それにより申請者の国籍が変動し、個人の国籍という包括的な身分関係に重大な影響を及ぼすものであることから、その判断を適正かつ厳格にする必要がある。

また、国籍取得届に対する受理及び不受理の処分は、それにより申請者の国籍が変動し、個人の国籍という包括的な身分関係に重大な影響を及ぼすものであることから、その判断を適正かつ厳格にする必要がある。特に、虚偽の認知届出による不正な日本国籍の取得を防止するために厳格化を図った改正国籍法（平成21年1月1日施行）及び国籍法施行規則（昭和59年法務省令第39号）⁷の趣旨にのっとり、届出の審査を慎重かつ適正に行うほか、警察等関係機関との相互協力を親密に行うなどして、適切な運用をすることが必要不可欠である。

そこで、下記参考指標の実績値を含め、帰化許可申請及び国籍取得届の処理状況を分析することにより、達成度合いを評価することとした。

施策の進捗状況（実績）

2年度

帰化許可申請に対し、国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いがある場合には、調査を尽くしたほか、国籍取得届については、改正された国籍法及び国籍法施行規則の趣旨にのっとり適正な審査を継続して行った。

なお、各年度の帰化許可者数及び帰化不許可者数の合計と帰化許可申請者数とが一致しないのは、取り下げられた申請があるほか、申請された年の翌年以降に、許可・不許可の決定がされることがあるためである。

| 参考指標 | 年ごとの実績値 | | | | |
|----------------------------|---------|--------|-------|--------|-------|
| | 28年 | 29年 | 30年 | 元年 | 2年 |
| 帰化許可申請者数（人） | 11,477 | 11,063 | 9,942 | 10,457 | 8,673 |
| 帰化許可者数（人） | 9,554 | 10,315 | 9,074 | 8,453 | 9,079 |
| 帰化不許可者数（人） | 607 | 625 | 670 | 596 | 900 |
| 改正国籍法施行（平成21年1月1日）後の国籍取得者数 | 1,033 | 966 | 958 | 884 | 772 |

| | | | | | |
|-----|--|--|--|--|--|
| (人) | | | | | |
|-----|--|--|--|--|--|

| 測定指標 | 基準 | | 施策の進捗状況（目標） |
|-----------------------------|----|------|---|
| | | 基準年度 | 3年度 |
| 2 市区町村からの受理又は不受理の照会等への適正な対応 | — | — | 市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正に対応し、戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに、国民の親族的身分関係を正確に公証する。 |

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

法定受託事務である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるためには、法務局・地方法務局から市区町村長に対して適切な指導・助言をしていく必要がある。

また、戸籍事務を適正・円滑に処理するためには、法務局・地方法務局が主体となって市区町村で戸籍事務に従事している職員一人ひとりに戸籍法に関する必要な知識を習得させ、正しく理解させることが必要不可欠である。

そこで、下記参考指標の実績値を含め、市区町村からの受理又は不受理の照会等^{*8}への対応状況を分析することにより、達成度合いを評価することとした。

施策の進捗状況（実績）

2年度

市区町村からの受理又は不受理の照会は1,494件であり、各照会に対して適切に対応したほか、戸籍事務従事職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させる目的で、市区町村に対する研修及び現地指導を適切に行った。

| 参考指標 | 年度ごとの実績値 | | | | |
|---|----------|-------|-------|-------|-------|
| | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 |
| 市区町村からの受理又は不受理の照会件数（件） | 2,133 | 1,956 | 1,895 | 1,657 | 1,494 |
| 市区町村戸籍事務従事職員研修 ^{*9} の延べ実施日数（日） | 598 | 562 | 569 | 565 | 186 |
| 市区町村戸籍事務従事職員研修の延べ受講者数（人） | 9,558 | 9,524 | 9,263 | 8,665 | 2,101 |
| 現地指導実施回数 ^{*10} （回） | 1,755 | 1,715 | 1,700 | 1,632 | 1,580 |
| 現地指導実施率 ^{*11} （％） | 93 | 90 | 90 | 86 | 83 |

| 測定指標 | 基準値 | | 年度ごとの目標値 |
|--------------------|------|------|--|
| | | 基準年度 | 3年度 |
| 3 供託手続のオンライン利用率の向上 | 24.3 | 2年度 | 対2年度増 （ただし、2年度の値が元年度の値を下回った場合は、対元年度増とする。） |

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

供託申請者等の利便性の向上を図るために、供託規則（昭和34年法務省令第2号）の改正^{*12}を行うとともに、登記・供託オンライン申請システムへの切替を行い、システム処理性能、信頼性及び拡張性が向上し、供託申請者のオンライン申請の使い勝手も向上したところである。

加えて、オンライン申請の場合は、書面申請と異なり、供託書のスキャナ読み取り作業もなく、供託書正本を作成する上で、読み取り誤りによる供託金額の誤りもないことから、業務処理の適正化を図ることができる。

これらのことを踏まえ、供託手続のオンライン申請の推進を図ることによって、より多くの供託申請者等に利便性を享受させることができ、業務処理の効率化を図ることができることから、測定指標として、供託手続におけるオンライン利用率^{*13}の向上を設定し、令和3年度のオンライン利用率について、令和2年度実績より向上させることを目標とした。

なお、オンライン利用率の算出に当たっては、大量供託事件^{*14}の状況等によって、その申請率の変動が著しく大きいことから、これら大量供託事件を除外した上、この修正による令和2年度のオンライン申請率を基準値とすることとした。

| 過去の実績 | 年度ごとの実績値 | | | | |
|------------------------------|----------|--------|---------|---------|---------|
| | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 |
| 大量供託事件を除く供託手続におけるオンライン利用率（％） | 18.1 | 18.0 | 18.3 | 19.5 | 24.3 |
| 参考指標 | 年度ごとの実績値 | | | | |
| | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 |
| 大量供託事件を除く供託手続におけるオンライン件数（件） | 87,776 | 84,043 | 107,312 | 105,744 | 102,525 |

| 測定指標 | 基準値 | | 年度ごとの目標値 |
|--|------|------|----------|
| | 基準年度 | 基準年度 | 3年度 |
| 4 遺言書情報証明書の交付請求、遺言書の閲覧請求及び遺言書保管事実証明書の交付請求件数（件） | 449 | 2年度 | 対2年度増 |

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

自筆証書遺言の利用を促進し、相続をめぐる紛争を防止するという目的を達成するため、本施策では、保管の申請がされた遺言書につき、遺言者の死後、遺言書の内容が確実にその関係相続人等の知るところとなるよう運用していくことが求められる。そのため有用な目標値としては、保管した遺言書に係る遺言書情報証明書の交付請求、当該遺言書の閲覧請求及び遺言書保管事実証明書の交付請求件数が適当であるものと考えられる。

そこで、令和3年度においては、これらの件数の合計値を測定指標とし、対前年度増を目標値とした。

| 過去の実績 | 年度ごとの実績値 | | | | |
|--|----------|------|------|-----|-----|
| | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 |
| 遺言書情報証明書の交付請求、遺言書の閲覧請求及び遺言書保管事実証明書の交付請求件数（件） | — | — | — | — | 449 |

| 参考指標 | 年度ごとの実績値 | | | | |
|-----------------------------------|----------|------|---------|---------|-----------|
| | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 |
| 法務省ホームページ（自筆証書遺言の保管制度）へのアクセス件数（件） | — | — | 106,626 | 401,574 | 1,016,297 |

| 達成手段 （開始年度） | 予算額計（執行額） | | | 3年度 当初 予算額 | 関連 する 指標 |
|---|------------------------|------------------------|------------------------|----------------------|----------------|
| | 30年度 | 元年度 | 2年度 | | |
| ①国籍・戸籍事務等の運営 （一 年度） | 1,817百万円 （1,639百万円） | 3,065百万円 （3,035百万円） | 6,594百万円 （6,322百万円） | 8,368 百万円 | 1, 2 |
| 達成手段の概要等 | | | | 令和3年行政事業 レビュー事業番号 | |
| 国籍法及び戸籍法に基づく事務を適正・円滑に行うことにより、我が国における身分関係の安定及び国民の権利保全を図ることを目的とするものである。 | | | | 0050 | |

| 達成手段 （開始年度） | 予算額計（執行額） | | | 3年度 当初 予算額 | 関連 する 指標 |
|--|------------------------|--------------------|----------------------|----------------------|----------------|
| | 30年度 | 元年度 | 2年度 | | |
| ②供託事務の運営 （明治24年度） | 1,056百万円 （1,047百万円） | 900百万円 （896百万円） | 1,019百万円 （999百万円） | 879 百万円 | 3 |
| 達成手段の概要等 | | | | 令和3年行政事業 レビュー事業番号 | |
| 供託事務は、供託申請が受理されることにより、債務の弁済、裁判上の保証、営業の保証など一定の法律上の目的を達成させようとするものであり、債務の消滅など債権債務関係の基本を確定する効果をもたらす制度として、私人間の取引や各種事業者の経済活動あるいは裁判・執行手続や税の徴収手続、選挙手続等、国の基本政策にも密接に関係して幅広く活用され、その事件数や取扱金額も高い水準を維持しており、法秩序の維持・安定に寄与している。 | | | | 0051 | |

| 達成手段 （開始年度） | 予算額計（執行額） | | | 3年度 当初 予算額 | 関連 する 指標 |
|---|-----------|--------------------|--------------------|----------------------|----------------|
| | 30年度 | 元年度 | 2年度 | | |
| ③遺言書保管事務の運営 （令和2年度） | — （—） | 702百万円 （685百万円） | 600百万円 （574百万円） | 481 百万円 | 4 |
| 達成手段の概要等 | | | | 令和3年行政事業 レビュー事業番号 | |
| 遺言書保管制度は、高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に鑑み、法務局において遺言書を保管及び当該遺言に係る画像情報を管理することにより、自筆証書遺言の利用を促進し、相続をめぐる紛争を防止することを目的とする。また、遺言の利用を促進することで、相続人等の権利関係を早期に確定させ、遺言者の最終意思を実現し、相続手続の円滑化に資するものであり、国民の権利保全等のため重要な役割を果たす制度である。 | | | | 0052 | |

| 施策の予算額・執行額 | 予算額計（執行額） | | | 3年度 |
|------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------|
| | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 当初予算額 |
| | 2,824百万円 (2,640百万円) | 4,555百万円 (4,518百万円) | 8,166百万円 (7,840百万円) | |

*1 「国籍事務」

外国人が日本国籍を取得しようとする場合の帰化に関する事務，届出による日本国籍取得に関する事務，日本国籍と外国国籍とを有する者の日本国籍離脱に関する事務，重国籍者の国籍選択に関する事務，国籍認定に関する事務及び国籍に関する相談等の事務をいう。

*2 「法定受託事務」

法律又はこれに基づく政令により都道府県，市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち，国が本来果たすべき役割に係るものであって，国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号。「第1号法定受託事務」という。）をいう。戸籍に関する事務については，戸籍法（昭和22年法律第224号）第1条第2項において第1号法定受託事務とする旨を定めている。

*3 「遺言書保管制度」

「法務局における遺言書の保管等に関する法律」（平成30年法律第73号）に基づき，法務局において自筆証書によってした遺言に係る遺言書の保管等をする制度をいう。

*4 「改正国籍法」

出生後に日本人の親に認知された子の届出による国籍取得（国籍法（昭和25年法律第147号）第3条の国籍取得届）について，改正前の国籍法では，日本人の父から認知されていることに加え，父母の婚姻が要件とされていたが，平成21年1月1日施行の改正国籍法では，父母の婚姻の要件が削除され，認知がされていることのみで国籍を取得することが可能となった。

*5 「デジタル・ガバメント実行計画」（令和元年12月20日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）

5 行政手続のデジタル化

5.2.3 行政手続の更なる利便性の向上に係る情報システム整備

各府省は，新たにオンライン化を実現する行政手続だけでなく，既にオンライン化を実現している行政手続においても，利用者視点に基づいた現状の把握と分析を行った上で，オンラインによる申請時の添付書類の省略をはじめ，（略）費用対効果も踏まえてオンライン利用を促進する方策を検討し，利用者の利便性向上に取り組む。

*6 「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）

第3章－2－(2)② 社会資本整備(新しい時代に対応したまちづくり)

遺言書保管制度の円滑な運用に向けた取組を進める

*7 「改正国籍法施行規則」の主な内容

国籍法第3条第1項の規定に基づく国籍取得の届出を審査するに当たっては，虚偽の認知によって国籍が不正に取得されることを防止するために，実親子関係を認めるに足りる書類（認知に至った経緯等を記載した父母の申述書，子を懐胎した時期に係る父母の渡航履歴を証する書面等）を提出させる（国籍法施行規則第1条第5項）など，審査が厳格化された。

*8 「市区町村からの受理又は不受理の照会等」

市区町村において，戸籍事務の取扱に関して疑義が生じたときに，管轄法務局，地方法務局又はその支局の長に対して行う照会等をいう。

*9 「市区町村戸籍事務従事職員研修」

法務局・地方法務局が主体となって実施している市区町村の戸籍事務従事職員を対象とした戸籍に関する研修

*10 「現地指導実施回数」

法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場へ赴き、直接事務指導を行った回数をいう。

*11 「現地指導実施率」

現地指導を行った市区町村数を総市区町村数で除した値をいう。

*12 「供託規則の改正」(平成23年12月7日公布、平成24年1月10日施行)の主な内容

- ①供託申請における電子署名付与の不要化、②法人のする供託申請における資格証明書の提示等の省略、
- ③供託書正本取得の選択化、④供託書正本に係る電磁的記録の保存規定を内容とする。

*13 「供託手続におけるオンライン利用率」

オンライン件数(オンライン申請と書面申請電子納付の合計)を供託事件総数で割った率(大量供託事件を除外)

*14 「大量供託事件」

ある特定人が特定の供託根拠法令に基づき大量に申請をする供託事件及びその事件に関してする払渡請求事件をいう。